

令和7年5月21日

監査事務局

令和6年度第2期定期監査結果等の公表について

監査の結果に関し、明日令和7年5月22日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

1 説明資料

- ・令和6年度第2期監査結果（事務）について
- ・令和6年度第2期監査結果（工事）について

報告書の全文については、令和7年5月22日 午前10:00に福岡市公報として、福岡市ホームページに掲載されます。

（※以下、二次元コード参照）



○事務監査

（担当課）事務監査課

（電 話）711-4707
（内線 7210）

（担 当）山 口

○工事監査

（担当課）工事監査課

（電 話）711-4710
（内線 7220）

（担 当）吉 田

令和6年度 第2期 監査結果（事務）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 令和2年1月～令和7年2月

（注）監査の対象期間は、上記の範囲内で局区等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局区等・団体

区分	定期監査	行政監査	財政援助団体等監査				合計
	局区等	局区等	出資団体		指定管理者		
			団体	所管局	団体	所管局	
監査対象局区等・団体	24	24	5	2	11	7	44 局区等・団体
指摘・意見のある局区等・団体	7	0	0	0	0	1	8 局区等・団体

（合計欄の数は、定期監査の局等と財政援助団体等の所管局が重複するため、各欄の合計値とは一致しない。）

2 監査の結果

(1) 定期監査

①指摘

（単位：件）

指摘件数 局区等	内容別指摘件数							指摘件数計
	財務 事務	収入 事務	支出 事務	契約 事務	財産 管理 事務	物品 管理 事務	その他	
市長室								0
市民局								0
福祉局			3					3
保健医療局			1		1			2
環境局								0
農林水産局			1					1
住宅都市局			1					1
港湾空港局								0
東区役所								0
博多区役所			1					1
中央区役所								0
南区役所								0
城南区役所								0
早良区役所			1					1
西区役所		1						1
水道局								0
市選挙管理委員会事務局								0
区選挙管理委員会事務局								0
合 計	0	1	8	0	1	0	0	10

② 意見なし

(2) 行政監査

・指摘・意見なし

(3) 財政援助団体等監査

① 出資団体監査

・指摘・意見なし

対象団体	(公財)福岡市スポーツ協会、福岡市住宅供給公社、福岡地下街開発(株)、サンセルコビル管理(株)、(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館
所管局	市民局、住宅都市局

② 公の施設の指定管理者監査

ア 指摘

団体 (所管局)	内容別指摘件数							指摘件数 合計
	募集、 選定及 び指定	協定書 及び 例規	マネジ メント 及び モニタ リング	施設の 運営	施設等 の維持 管理	事業の 実施	その他	
よかたい図書館共同事業体 (教育委員会)				1				1

イ 意見なし

対象団体	なみきスクエアみらいネットワーク、「あすみん」マネジメントグループ、社会福祉法人福岡市保育協会、ラブエフエム国際放送株式会社、西鉄ビルマネジメント株式会社、J R九州レンタカー&パーキング株式会社、博多リバレイン管理株式会社、株式会社サン・ライフ、よかたい図書館共同事業体、東図書館管理運営共同企業体、株式会社図書館流通センター
所管局	市民局、こども未来局、経済観光文化局、道路下水道局、博多区役所、中央区役所、教育委員会

【問い合わせ先】

事務監査に関すること
監査事務局 事務監査課長 山口 711-4707 (内線7210)

監査の結果（指摘のみ）

（事務監査）

福祉局

① 借損料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。

しかしながら、会議室借上に係る借損料について、請求日から 30 日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

借損料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

（認知症支援課）

② 印刷消耗品費等の支払いに長期日数を要していたものについて注意を求めるもの

給付の対価は、検査確認後、債権者からの請求により支払わなければならない。また、債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促を行い、速やかに支払う必要がある。

しかしながら、書籍の購入に係る印刷消耗品費等 11 件の支出において、検査確認から支払いまでに長期日数を要していた。

請求のない債権者へ連絡を行う等の対応を行っているものもあったが、支払いまでの処理状況の確認が不十分であったため、上記 11 件が発生していた。所属においてチェックリスト等で処理状況の確認を徹底するなどの対策を講じ、速やかに事務処理を行われたい。

（認知症支援課（ユマニチュード推進課関連））

③ 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から 30 日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。

しかしながら、納入通知書発送等業務に係る委託料について、請求日から 30 日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

（介護保険課）

保健医療局

① 補助金支出事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

補助金支出事務は、福岡市補助金交付規則、補助金事務の手引き等に基づき適正に実施しなければならない。

しかしながら、令和３年度、同４年度及び同５年度の福岡市マイクロチップ装着推進事業補助金において、実績報告書の提出がないため交付決定取消しの対象となる全ての補助事業者について、取消ではなく、補助事業者の名で補助金交付申請取下書を作成し、これを付して決裁を受けることにより、交付申請が取り下げられたものとしていた。

補助金支出事務に当たっては、福岡市補助金交付規則、補助金事務の手引き等を確認のうえ、組織として適正に実施するよう十分注意されたい。

(生活衛生課)

- ② 行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収は、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則等に基づき適正に実施しなければならない。

しかしながら、福岡市保健環境研究所に平成９年度から設置を許可している簡易型携帯電話システム基地局について、平成２３年１０月に高速無線通信機器等の増設を承認したことにより、新たに携帯電話基地局として目的外使用許可し、建物及び土地の適正な価額により算定した使用料を徴収する必要があったが、「簡易型携帯電話システム基地局の設置に係る行政財産目的外使用許可の取り扱いについて」（平 7.8.29 財管第 471 号財政局長通知）に基づく目的外使用許可を継続・更新し、同通知に定める単価により算定した使用料を徴収していた。

行政財産の目的外使用許可及び使用料の徴収に当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(環境科学課)

農林水産局

- ① 会計年度任用職員事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの
- 会計年度任用職員が休日において正規の勤務時間中に行った勤務については、勤務１時間当たりの給与額に１００分の１３５を乗じて得た額を、休日勤務手当として支給しなければならない。

しかしながら、令和３年度、同４年度、同５年度及び同６年度において、休日の正規の勤務時間中に勤務を行わせているにもかかわらず、休日勤務手当を支給していなかった。

会計年度任用職員に係る事務については、関係法令等に則り、適正に行うよう十分注意されたい。

(青果市場)

住宅都市局

- ① 補償金の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

移設工事に係る補償金の支払いは、移設補償契約書に基づき支払わなければならない。また、支払いが遅延した場合、契約書で利率を定めていない場合は、

法定利息により計算した遅延損害金を支払わなければならない。

しかしながら「貝塚駅周辺土地区画整理事業（下水道工事）」に伴う移設工事に係る補償金の支払いについて、移設補償契約書で適法な請求を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないとしているが、30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延損害金を支払っていなかった。

補償金の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(Smart EAST 基盤整備課)

博多区役所

① 資金前渡事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

資金前渡事務は、福岡市会計規則、会計事務の手引、資金前渡事務の手引等に基づき適正に実施しなければならない。また、資金前渡現金出納簿は適正な会計処理が行われていることの証明となるものであって、常に現預金の残高、前渡金の受領実績や支払いの証拠書類と一致していなければならない。

しかしながら、令和4年度の「子育て教室親子遊びレクレーション保険代（7/15開催分）」に係る役務費及び「児童扶養手当支払いにおける資金前渡（7月定例払い準備金）」に係る扶助費の資金前渡において、誤って扶助費の前渡金から役務費を支払ったにもかかわらず、事実と異なる出納内容を記載した精算整理書及び資金前渡現金出納簿を作成していた。そのため、支払いの証拠書類と一致しておらず不適切な事務処理であった。

資金前渡事務に当たっては、福岡市会計規則、会計事務の手引、資金前渡事務の手引等を確認のうえ、適正に実施するよう十分注意されたい。

(子育て支援課)

早良区役所

① 委託料の支払いについて適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

支払いは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき、契約書等で適法な支払請求を受けた日から30日以内に行わなければならないとしている。また、支払いが遅延した場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に基づき遅延利息の額を計算し、遅延利息を支払わなければならない。

しかしながら、「福岡市安心確保のための生活支援事業業務委託」に係る委託料について、請求日から30日を超えて支払っていた。また、支払遅延に対する遅延利息を支払っていなかった。

委託料の支払いに当たっては、適正な事務処理を行われたい。

(福祉・介護保険課)

西区役所

① 債権管理について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

児童手当、児童扶養手当、第3子手当、災害遺児手当及び子ども手当の返納金について、次のような事例が見受けられた。

行政上の不作為との指摘を受けることがないように、必要な措置を講じるとと

もに、福岡市債権管理条例、福岡市債権管理条例施行規則、債権管理マニュアル等に基づき、適正に管理されたい。

ア 債権管理台帳を作成しておらず、債権管理の状況が確認できなかった。

なお、児童扶養手当の債務者 33 名中 11 名については、令和 6 年 12 月に「児童扶養手当 過誤払返納金債務者名簿」を作成していたが、債権管理台帳に必要な項目（督促状の指定期日、延滞金の額、延滞金の収入年月日、時効更新事由、時効更新年月日）の記載欄がなかった。

イ 税外収入金を納期限までに完納しない者がある場合は、福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第 2 条の規定に基づき、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならないが、督促状を発していないものや、発したことが確認できないものが多数あった。また、令和 4 年度以降は同 5 年 4 月 11 日と同 6 年 12 月 18 日の 2 度にまとめて督促していた。

ウ 納期限内に納付しなかった債務者に対して、催告や財産調査を行った事跡が確認できなかった。

エ 督促状発付後に消滅時効の更新措置を講じたことが確認できなかった。また、時効更新から 5 年を経過した債権については、消滅時効が完成していると考えられるが、不納欠損処理をしていなかった。

(子育て支援課)

(公の施設の指定管理者監査)

よかたい図書館共同事業体【福岡市総合図書館】

監査の結果

行政財産の目的外使用料の算定について適正な事務処理を行うよう注意を求めるもの

行政財産である土地について、目的外使用許可に係る使用料の額は、福岡市行政財産使用料条例、福岡市公有財産規則等に基づき、原則として「当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額以上の額」とされている。そして「土地の適正な価額」は、不動産価格評定委員会において決定された単価により算定することとなっている。

しかしながら、総合図書館の駐車場について、所管課は毎年度、土地の目的外使用許可を行っているが、使用料の算定を、不動産価格評定委員会の決定に基づかない価額により行っていた。

行政財産の目的外使用許可に当たっては、規則等に基づき土地の適正な価額を反映した使用料の額の算定を行う必要があり、適正な事務処理を行われたい。

なお、当該駐車場は、指定管理者の自主事業と位置付けられ、単年度の目的外使用許可を繰り返すことで実施されているが、事業の安定性の確保や事務効率化の観点から、他施設における駐車場の事例も参考に、事業の仕組みを検討されたい。

(教育委員会総合図書館運営課)

令和6年度 第2期 監査結果（工事）について

1 監査の概要

(1) 対象期間 令和2年4月 ～ 令和6年3月

(注) 監査の対象期間は、上記の範囲内で局等、団体毎に異なる。

(2) 監査対象及び指摘・意見のある局等・団体

区分	定期監査	出資団体	合計
	局等	団体	
監査対象局等・団体	15	5	20局等・団体
指摘・意見のある局等・団体	6	0	6局等・団体

(定期監査対象局等のうち、福岡市事務分掌規則に基づき財政局が工事の施行を行った場合は財政局に指摘を行った。)

2 監査の結果

(1) 定期監査

①指摘

(単位：件)

局等	内容別指摘件数									指摘 件数 合計
	計画	設計	積算	施工	委託	維持 管理	契約	検査	その他	
市民局							1			1
福祉局										0
保健医療局										0
環境局			4							4
農林水産局										0
住宅都市局			2	1						3
港湾空港局										0
東区役所					1					1
博多区役所										0
中央区役所										0
南区役所										0
城南区役所										0
早良区役所										0
西区役所										0
水道局			1	1						2
財政局		1	5				1			7
合 計	0	1	12	2	1	0	2	0	0	18

②意見なし

(2) 出資団体監査

①指摘なし

②意見なし

※出資団体監査対象団体

(公財)福岡市スポーツ協会
福岡市住宅供給公社
福岡地下街開発(株)
サンセルコビル管理(株)
(公財)博多駅地区土地区画整理記念会館

【問い合わせ先】

工事監査に関すること

監査事務局 工事監査課長 吉田 711-4710 (内線7220)

公報 令和7年5月22日 第7146号(別冊)

監査の結果（指摘のみ）

（工事監査）

市民局

① 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 契約変更を適正に行うべきもの

博多区新庁舎整備等事業

（契約金額 62 億 8,253 万 5,600 円）

本事業は博多区新庁舎及び公園の整備に係る設計及び施工を一括して行う事業である。

本事業における契約書第 97 条によると、発注者又は受注者は賃金水準又は物価水準の変動により各工事費が不適当となったと認められるときは、各工事費の変更を請求できるとされている（インフレスライド条項）。

本事業における新庁舎整備工事において、受注者から契約書第 97 条に基づく工事費の変更請求があったが、同契約書に定める変更の判定を誤った結果、変更請求時における賃金又は物価水準の変動では金額変更の対象外であったにもかかわらず、金額変更の対象として増額変更を行っていたことは不適切であった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

（課長（区庁舎担当））

環境局

① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

保健環境研究所空調設備更新工事（その 4）

（契約金額 9,411 万 4,900 円）

本工事は保健環境研究所の空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、空調機の分割搬入に伴う組立費を誤って計上していなかった。

また、空調機の室外機の据付に係る単価の適用が誤っていた。

さらに、既設冷却塔撤去工事について、単価及び見積りに対する査定率の適用が誤っており、一部の材料を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

自動制御設備工事について、諸経費が誤っていた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

（工場整備課）

イ 土工量の算出を適正に行うべきもの

別府ヶ浦池西側道路（久山町域）道路改良工事（その 1）

（契約金額 1 億 2,802 万 2,400 円）

本工事はごみ処理施設周辺の道路改良工事である。

土工量の算出においては、「土木工事標準積算基準書」に規定されている土量変化率を考慮する必要があるが、不足土の積算において、誤った土量変化率を考慮して土工量の算出を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課)

ウ 土工量の算出を適正に行うべきもの

東部（伏谷）埋立場 第4区画整備工事（その9）

(契約金額 9,818 万 7,100 円)

本工事は廃棄物最終処分場の容量を確保するために法面等を整備する工事である。

土工量の算出においては、「土木工事標準積算基準書」に規定されている土量変化率を考慮する必要があるが、不足土の積算において、誤った土量変化率を考慮して土工量の算出を行った結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(施設課)

エ 炉内耐火物補修の積算を適正に行うべきもの

臨海工場焼却炉定期修理

(契約金額 3 億 4,158 万 9,600 円)

本工事はごみ焼却処理施設における焼却炉の定期修理を行うものである。炉内耐火物補修の積算において、一部の材料費及び材料に係る現地までの輸送費を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(臨海工場)

住宅都市局

① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 共通仮設費、構造物取壊し工及び溶出試験費他の積算を適正に行うべきもの

桧原桜公園整備（その1）工事

(契約金額 1 億 863 万 4,900 円)

本工事は公園の拡張整備工事である。

地盤改良機械の分解、組立費及び試験調査費について共通仮設費で計上することとなっているが、誤って直接工事費で計上していた。

また、構造物取壊し工について既存の構造物（改良された地盤）を取壊して工事区域内で再利用を行うため、積み出しの必要がないにもかかわらず誤って積込み費を計上していた。

さらに、敷鉄板の賃料及び運搬費の算出において、誤った設置数量を計上していた。

その結果、過大な積算となっていた。

地盤改良に伴う六価クロム溶出試験について検体数の計上が不足していた結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(整備課)

イ 給水設備工事及び共通費の積算を適正に行うべきもの
植物園給水管等更新工事

(契約金額 7,311 万 8,100 円)

本工事は植物園の給水管等を更新する工事である。

給水設備工事の積算において、設計変更の際に給水管に対する保温工事の数量を誤った結果、過小な積算となっていた。

共通費について、改修工事として算定する必要があったが、誤って新営工事として算定していた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(植物園)

② 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 建設リサイクル法を遵守すべきもの

上月限中央公園フェンス整備工事

(契約金額 5,672 万 1,500 円)

本工事は公園のフェンスを整備する工事である。

本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当するため、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき福岡市長に通知しなければならないこととなっているが、通知していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(整備課)

東区役所

① 委託において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 支払業務を適正に行うべきもの

単価契約 令和 5 年度東区公園等維持管理業務委託 (その 3)

(契約金額 6,831 万 7,692 円)

本委託は公園管理等を行う単価契約方式の業務委託である。

本委託は必要が生じた都度指令し、その指令書毎に支払いを行うものであるが、複数の指令書において履行完了の確認から支払いまで長期日数を要し、不適切な事務処理がなされていた。

今後は、本業務の特性を踏まえた再発防止策を講じ、適正な支払業務に努められたい。

(維持管理課)

水道局

- ① 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- ア 配管工及び鋼製架台製作工の積算を適正に行うべきもの
番托取水場活性炭注入機械設備更新工事

(契約金額 4 億 3,373 万円)

本工事は取水場における活性炭注入設備を更新する工事である。

配管工の積算において、活性炭注入管の既設管への接続に伴う不断水分岐工に係る費用を誤って計上していなかった。

また、鋼製架台製作工について、部材毎の単価を適用することとしているが、誤って全部材で同一の単価を適用しており、塗装工を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

- ② 施工において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- ア 建設リサイクル法を遵守すべきもの
夫婦石浄水場中央監視制御設備更新工事

(契約金額 6 億 6,074 万 8,000 円)

本工事は浄水場の中央監視制御設備の更新を行う工事である。

当初契約では「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事に該当していなかったが、設計変更にてハンドホルのコンクリート削孔を追加したため対象建設工事に該当することになった。

しかしながら、その場合は、発注者は同法第 11 条等の規定に基づき福岡市長に通知しなければならないこととなっているが通知していなかった。

今後は、適正な施工管理に努められたい。

(設備課)

財政局

- ① 設計において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

- ア 設計変更を適正に行うべきもの
油山市民の森給排水施設改修設備工事 (その 2)

(契約金額 8,765 万 9,000 円)

本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。

受水槽の組立形について、当初設計ではリニューアル後の開業日程に間に合わせるために、高価であるが工期を短縮できるボルト組立形としていたが、契約後の工程変更により安価の溶接組立形でも対応できたため、溶接組立形で施工した。

しかしながら、必要となる減額変更を行っておらず、その結果、過大な支

出になっていた。

今後は、適正な設計変更に努められたい。

(設備課)

② 積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 配管材及び共通費の積算を適正に行うべきもの

雁の巣レクリエーションセンター散水ポンプ室更新衛生設備工事

(契約金額 4,187 万 3,700 円)

本工事は雁の巣レクリエーションセンターにおける散水ポンプ室の更新に伴う衛生設備工事である。

衛生設備工事の積算において、配管材の積算については、「公共建築工事標準単価積算基準」に基づくと、直管単価に加えて直管単価に所定の率を乗じて算出される継手費も含めた複合単価を用いることとなっているが、本工事における散水管は直管と継手が別材質であるため、複合単価から継手費を控除したうえで別材質の継手を別途に計上する必要がある。しかしながら、誤って複合単価から継手費を控除せずに別材質の継手を別途に計上していた。

また、共通費について、ポンプ室の新築に伴う工事であるため、新営工事として算定する必要があったが、誤って改修工事として算定していた。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

イ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

中央区役所・交通局合同庁舎空調設備更新工事

(契約金額 1 億 8,718 万 8,100 円)

本工事は中央区役所・交通局合同庁舎の空調設備を更新する工事である。

空調設備工事の積算において、外調機の分割搬入に伴う組立費を誤って計上していなかった。

また、屋外の冷媒管を保護するダクトに係る労務費を誤って計上していなかった。

その結果、過小な積算となっていた。

自動制御設備の撤去に係る産業廃棄物処理費について、本市単価を適用すべきところ、誤って専門業者の見積りにより決定した単価を適用していた。

また、外調機に対して総合調整費を計上していたが、当該機器は単体で運転するため、総合調整費の計上は不要であった。

その結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

ウ 機器搬出入費の積算を適正に行うべきもの

中央区役所交通局合同庁舎受変電設備更新工事

(契約金額 2 億 8,753 万 2,300 円)

本工事は中央区役所・交通局合同庁舎の受変電設備の更新を行う工事である。

受変電設備工事における機器搬出入費の積算において、昼間作業の単価で計上すべきところ、誤って夜間作業の単価で計上していた結果、過大な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

エ 空調設備工事の積算を適正に行うべきもの

月隈収蔵庫除湿機設置工事

(契約金額 1,965 万 5,460 円)

本工事は災害用備蓄品を保管する収蔵庫に除湿機を設置する工事である。

空調設備工事の積算において、ダクト材の単価や数量が誤っていた結果、過大な積算となっていた。

除湿機について、誤って仕様を満足していない見積りを採用して単価を決定した結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

オ 給排水設備工事の積算を適正に行うべきもの

油山市民の森給排水施設改修設備工事（その2）

(契約金額 8,765 万 9,000 円)

本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。

給排水設備工事の積算において、受水槽の据付費について、採用した見積りに含まれる据付費に加えて、歩掛による据付費も重複して計上していた。

また、給排水管の布設に伴うアスファルト舗装復旧工事及び受水槽周りのフェンス設置工事について、単価適用が誤っていた。

その結果、過大な積算となっていた。

浄化槽の据付費について、誤った歩掛を適用しており、また、自動滅菌装置における梱包運送費を誤って計上していなかった結果、過小な積算となっていた。

今後は、適正な積算に努められたい。

(設備課)

③ 契約において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの

ア 契約変更を適正に行うべきもの

油山市民の森給排水施設改修設備工事（その2）

(契約金額 8,765 万 9,000 円)

本工事は油山市民の森のリニューアルに伴い給排水施設を改修する工事である。

ある。

屋外排水管における自在継手について、施工中の受発注者間の協議により、施工が必要であることを確認したが、監督員は当該内容については当初設計図書に明示されていないと認識したため、契約変更にて要する費用を増額した。

しかしながら、当該内容は当初設計図書に明示されていたため、契約変更の対象外であり、増額変更を行ったことは不適切であった。

今後は、適正な契約変更に努められたい。

(設備課)